

第1部 国民科国語の教則の成立と伝達過程

第1部の目的

第1部は、国民科国語の教則⁽¹⁾の成立過程と伝達過程を取り上げる。そこで、次の点を明らかにすることを目的とする。

1. 国民科国語成立過程にみる言語活動主義の特質
2. 言語活動主義の伝達過程の問題点

国民学校は「皇国民の錬成」を目標として設置された。軍事的内容の教材を増加し、戦時対策の団体訓練を重視するなど、戦時下の意識が顕著に反映され戦争遂行を賛美する「ファシズム教育の典型」⁽²⁾であった。その一方で児童の活動の重視、総合的な観点からの教科統合、児童の発達段階の考慮、生活に即した内容、児童の興味喚起、合科教育の導入、などの「ファシズム教育」とは相反する教育内容を実施しようとした⁽³⁾。教科統合は国語科にも及び、「修身」「国史」「地理」と合わせて「国民科」に統合され、1900(明治33)年からの国語科は消滅し「国民科国語」と科目になった。国民科国語では、従来と異なり、「読み方」「綴り方」「書き方」という分節(領域分野)に、新たに音声言語を扱う「話し方」を取り上げた⁽⁴⁾。これらは児童の主體的な活動によって学習させることを意図し、児童の言語活動を重視した。いわば言語活動主義と言える教育が文部省の方針として打ち出されたのである⁽⁵⁾。

この言語活動主義の教則および教科書編纂に大きく関わった人物は、文部省の図書局編修課の井上赴⁽⁶⁾である。井上赴は「児童中心主義や生活教育」⁽⁷⁾の国定第四期(サクラ読本)の編纂で名を知られていた。井上赴は国民学校のすべての教科書編纂に関わり、教則の国民科国語の条目⁽⁸⁾を執筆し⁽⁹⁾、放送での解説や各地で行われた講習会で解説をするなど、国民科国語普及の中心的な役割を果たした。国民科国語の教科書は井上赴、石森延男⁽¹⁰⁾、松田武夫⁽¹¹⁾の文部省図書監修官と協力者⁽¹²⁾が執筆したが、教材の多くは井上赴が執筆した⁽¹³⁾。それゆえ、国民科国語の成立には井上赴の影響が大きく、井上赴の国語教育観は国民科国語の教育観と重なる。

しかし、いくら井上赴が活躍しようとも、当時の社会状況で国民科国語の内容を井上赴の独断で決定できるとは思えない⁽¹⁴⁾。文部次官の決定ならまだしも、一人の図書監修官が次々と方針を作成し、教科書の内容を変えることは不自然である。教科書編纂には、数々の審査を経ている。事実、国民学校の教科書発行までの過程は次の通り、多くの審査や審議を経ている。

- ①文部省図書局監修官により教科書編纂方針を作成し、文部省の省内会議、教科書調査会⁽¹⁵⁾の審議を経て、各教科・科目の監修官によって教科書の編集に入る。
- ②各教科・科目の目次を作成し、全監修官が集まった会議で決定する。
- ③原案の文章が作成され、稿本が出来ると、全監修官の会議で協議する。これを数度の会議にかけて検討する。
- ④図書局の審議を経た原案を文部省の省内会議で検討する。
- ⑤文部省外部の政治家・有識者などで構成される教科書調査会で審議される。教科書調査会では、本文の一字一句の確認をするのでここで修正や追加・削除が求められる。

⑥教科書調査会を経て、文部大臣の裁定により検定教科書として発行される。

教科書として発刊されたからは、教科書調査会に出席している文部省関係者、議員、軍部、有識者の賛同を得ているので、教科書は国民学校の理念に沿ったものであり、教育政策としての国家の方針に沿ったものであると考えるべきである。つまり、井上尠らによる教科書編纂方針は、教育審議会が審議した国民学校の理念と合致していたことになる。それゆえ、国民科国語の言語活動主義の成立過程を明らかにするには、国民学校が成立する過程の調査と、井上尠ら教科書編纂者にみられる国語教育観の調査と、これらの両方の調査が必要になる。

国民科国語にみられる言語活動主義については、大平浩哉⁽¹⁶⁾の研究がある。大平浩哉は、児童の言語生活の向上、言語学習の系統性、指導方法の明示などの点から国民科国語が音声言語を取り上げたことの先進性を指摘している⁽¹⁷⁾。しかし、成立過程については西尾実⁽¹⁸⁾の影響を推察するも、その実証はされていない。教科書編纂の井上尠については藤富康子⁽¹⁹⁾の研究があり、井上尠が独自の観点で教科書編纂に取り組んだことを評価している⁽²⁰⁾。しかし、国民学校成立過程についてはふれていない。また、これらの先行研究では、国民学校成立の要因となった教育審議会についての調査が見られない。

第1章では教育審議会の審議録を調査し、答申について考察する。教育審議会の総会と特別委員会、整理委員会の審議記録⁽²¹⁾を扱い、それまでの教育に対して何を批判し、何を求めていたのか。特に、国語教育では何を問題として、言語活動主義に至ったのかを調査する。その結果を井上尠の教科書編纂方針などから対照し、言語活動主義の根拠を明らかにする。

続いて、言語活動を重視した国民学校国民科国語の目標や内容を、どのようにして現場の教師に伝達しようとしたのか、その方法と実態を調査することにした。教育内容が新しくなれば、教師への伝達を周到にする必要がある。教育審議会でも教師への伝達のために、全国規模の講習会や教師用の指導書の作成が検討された⁽²²⁾。教則や教科書を変えたところで、その理念を正しく伝えなければ、従来通りの詰込主義・画一化の授業が行われてしまう。特に、国民科国語で重視された言語活動主義は現場に伝わったのであろうか。

教則作成者の考える教育内容と、現場の教師の教育実践とに乖離があることは、今日的な問題でもある。学習指導要領と現場の教師の間には、言語活動の扱い方に差が生じることがある。枠組みを示す学習指導要領と、授業実践をする教師とでは、その役割が異なるからである。この差が生じる構造を明らかにすることは、国語教育における指導事項伝達の問題を明らかにすることにつながる。特に、国民学校は教科書から教育内容まですべて文部省によって規定され、上意下達の形式をとっているため、国民科国語の教則が現場に浸透しないことは、国語教育が抱える問題であり、同時に言語活動主義の問題が浮き彫りになるのである。

国民科国語の教科書や授業についての先行研究はあるが、国民科国語の理念がどのように伝達されたかについての先行研究は見あたらない。そこで、次の三点を究明することで言語活動主義の伝達過程の問題点を明らかにする。

1. 国民科国語の教則に定められた国語教育観
2. 教師への伝達過程の方法と内容
3. 現場および教育研究者の意見

1の調査は、教則の解説および、井上起ら教科書編纂者の発言を扱う。2は各種媒体の状況や、各地での講習会報告などを扱う。3の調査は、当時の雑誌や書籍などの文献より、国民学校実施後の国民科国語の教則や教科書に対する意見、実践の反省などを取り上げる。教則については各学校に解説書⁽²³⁾が送付され、新聞や教育雑誌などさまざまな媒体で宣伝されていて、教師が教則を知らないことはあり得ない。そこで、教則の趣旨や言語活動などについてどのように理解されているかを判断基準とする。

第2章ではこれらから言語活動主義の伝達過程の問題点について解明する。

